

ふすま、米ぬか及び麦ぬかの輸出承認について

平成24年3月26日
平成24・03・12 貿局第2号
輸出注意事項第9号

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の28の項の中欄に掲げるふすま、米ぬか及び麦ぬかの輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成24年4月1日から下記により行います。

なお、「ふすま、米ぬか、麦ぬか、魚粉及び魚かすの輸出承認について」（平成18年3月29日付け平成18・03・09貿局第1号・輸出注意事項18第5号）は、平成24年3月31日限り、廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の28の項の中欄に掲げるふすま、米ぬか及び麦ぬかとする。

3 輸出規模の設定

- (1) 貿易経済協力局長は、ふすまについて必要と認める場合には、各年度ごとに輸出承認を行う輸出規模を数量で設定することができる。
- (2) 貿易経済協力局長は、必要と認める場合には、輸出規模の変更を行うことがある。

4 輸出承認の申請

- (1) 輸出承認申請書の提出先
輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書2通を提出するものとする。
- (2) 輸出承認申請の際の添付書類
輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通

5 輸出の承認

- (1) 米ぬか及び麦ぬか
輸出の承認は、当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認し、国内需給を勘案の上、行うものとする。
- (2) ふすま
輸出の承認は、当該申請に係る数量が上記3により設定された数量の範囲内であるこ

と及び当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。